

国不入企第31号
令和6年12月16日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
(公 印 省 略)

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
の変更について（通知）

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）第18条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、令和6年12月13日にその変更が閣議決定されたところです（別添1を参照。）。

これを踏まえ、法第21条の規定に基づき、各省各庁の長、法人を所管する大臣及び地方公共団体に対し、別添2のとおり要請しましたので、お知らせします。

貴職におかれましては、法及び適正化指針の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくとともに、会員、傘下団体等に周知いただきますようお願いいたします。